

また、この場合の帳簿の記載事項については、問110《帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合の帳簿への一定の記載事項》をご参照ください。

4 帳簿の保存

(適格請求書等保存方式における帳簿に記載が必要な事項)

問109 令和5年10月1日から、仕入税額控除の方式は、「適格請求書等保存方式」となりましたが、仕入税額控除の要件として保存が必要な帳簿の記載事項について教えてください。【令和5年10月改訂】

【答】

令和元年9月30日まで、仕入税額控除については、一定の帳簿及び請求書等の保存が要件とされていました（請求書等保存方式）。

また、令和元年10月1日から令和5年9月30日（適格請求書等保存方式の開始前）までの間は、この仕入税額控除の要件について、請求書等保存方式を基本的に維持しつつ、軽減税率の適用対象となる商品の仕入れかそれ以外の仕入れかの区分を明確にするための記載事項を追加した帳簿及び請求書等の保存が要件とされていました（区分記載請求書等保存方式）。

具体的には、請求書等保存方式において必要とされている記載事項に、次の事項が追加されています（28年改正法附則34②）。

1 帳簿

課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合にはその旨

2 区分記載請求書等

- ・ 課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合にはその旨
- ・ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額

令和5年10月1日から開始された適格請求書等保存方式の下では、帳簿及び請求書等の保存が要件とされているところ、保存すべき帳簿の記載事項については次のとおりであり、区分記載請求書等保存方式の下での帳簿の記載事項と同様です（相手方の登録番号の記載は不要です。）。

① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称

② 課税仕入れを行った年月日

③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容（課税仕入れが他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである旨）

④ 課税仕入れに係る支払対価の額

（参考） 取引先コード等による表示

帳簿に記載する課税仕入れの相手方の氏名又は名称は、取引先コード等の記号・番号等による表示で差し支えありません。

また、課税仕入れに係る資産又は役務の内容についても、商品コード等の記号・番号等による表示で差し支えありませんが、この場合、課税資産の譲渡等であるか、また、軽減対象課税資産の譲渡等に係るものであるときは、軽減対象課税資産の譲渡等に係るものであるかの判別が明らかとなるものである必要があります（基通11-6-1）。

○ 請求書等保存方式、区分記載請求書等保存方式及び適格請求書等保存方式の帳簿の記載事項の比較（消法30⑧、28年改正法附則34②、旧消法30⑧）

請求書等保存方式 (令和元年9月30日まで)	区分記載請求書等保存方式 (令和元年10月1日から 令和5年9月30日までの間)	適格請求書等保存方式 (令和5年10月1日から)
① 課税仕入れの相手方の氏名 又は名称 ② 課税仕入れを行った年月日 ③ 課税仕入れに係る資産又は 役務の内容 ④ 課税仕入れに係る支払対価 の額	① 課税仕入れの相手方の氏名 又は名称 ② 課税仕入れを行った年月日 ③ 課税仕入れに係る資産又は 役務の内容 (課税仕入れが他の者から受け た軽減対象資産の譲渡等に係 るものである場合には、資産 の内容及び軽減対象資産の譲 渡等に係るものである旨) ④ 課税仕入れに係る支払対価 の額	① 課税仕入れの相手方の氏名 又は名称 ② 課税仕入れを行った年月日 ③ 課税仕入れに係る資産又は 役務の内容 (課税仕入れが他の者から受け た軽減対象課税資産の譲渡等 に係るものである場合には、 資産の内容及び軽減対象課税 資産の譲渡等に係るものであ る旨) ④ 課税仕入れに係る支払対価 の額

(注) 1 区分記載請求書等保存方式の下では、請求書等保存方式における帳簿の記載事項に
下線部分が追加されています。

2 適格請求書等保存方式の下でも、区分記載請求書等保存方式における帳簿の記載事
項と同様の記載事項です。

(帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合の帳簿への一定の記載事項)

問110 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送などは、請求書等の保存が不要で、一定の
事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除を行うことができるそうですが、この場合の
帳簿への記載事項について教えてください。【令和5年10月改訂】

【答】

請求書等の交付を受けることが困難であるなどの理由により、次の取引については、一定の
事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められます（消法30⑦、消令49①、消規15
の4）。

- ① 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- ② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）が記載されている入場券等が使用の
際に回収される取引
- ③ 古物営業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの古物の購入
- ④ 質屋を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの質物の取得
- ⑤ 宅地建物取引業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの建物の購入
- ⑥ 適格請求書発行事業者でない者からの再生資源又は再生部品の購入
- ⑦ 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商
品の購入等
- ⑧ 適格請求書の交付義務が免除される郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵
便ポストにより差し出されたものに限ります。）
- ⑨ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤

手当)

この場合、帳簿の記載事項に関し、通常必要な記載事項に加え、次の事項の記載が必要となります。

- ・ 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められるいずれかの仕入れに該当する旨

例：①に該当する場合、「3万円未満の鉄道料金」

②に該当する場合、「入場券等」

- ・ 仕入れの相手方の住所又は所在地（一定の者を除きます。）

例：⑦に該当する場合、「○○市 自販機」、「××銀行□□支店ATM」

(注)　帳簿に仕入れの相手方の住所又は所在地の記載が不要な一定の者は、次のとおりです
(令和5年国税庁告示第26号)。

イ 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関(船舶、バス又は鉄道)
による旅客の運送について、その運送を行った者

ロ 適格請求書の交付義務が免除される郵便役務の提供について、その郵便役務の提供を行った者

ハ 課税仕入れに該当する出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）を支払った場合の当該出張旅費等を受領した使用人等

ニ 上記③から⑥の課税仕入れ（③から⑤に係る課税仕入れについては、古物営業法、質屋営業法又は宅地建物取引業法により、業務に関する帳簿等へ相手方の氏名及び住所を記載することとされているもの以外のものに限り、⑥に係る課税仕入れについては、事業者以外の者から受けるものに限ります。）を行った場合の当該課税仕入れの相手方

令和6年度税制改正の大綱（令和5年12月22日閣議決定）を踏まえ、②の取引（3万円未満の取引に限ります。）及び⑦の取引における帳簿の記載事項については、「住所又は所在地」の記載を不要とする取扱いを整備していきます（この整備前においても、運用上、その記載を求めないこととします）。

具体的な取扱いについては、国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」の「[令和6年度税制改正の大綱について（インボイス関連）](#)」をご確認ください。

令和6年度税制改正の大綱について（インボイス関連）



(参考) 古物営業を営む場合、古物営業法において、商品を仕入れた際の対価の総額が1万円以上（税込み）の場合には、帳簿（いわゆる「古物台帳」）に①取引年月日、②古物の品目及び数量、③古物の特徴、④相手方の住所、氏名、職業及び年齢、⑤相手方の確認方法を記載し、保存しなければならないこととされています（古物営業法16、18）。

帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合の帳簿の記載事項は、「①課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地（古物台帳に、取引の相手方の氏名や住所を記載することとされていない場合には不要）」、「②課税仕入れを行った年月日」、「③課税仕入れに係る資産又は役務の内容」、「④課税仕入れに係る支払対価の額」、「⑤帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められるいずれかの仕入れに該当す

る旨」ですが、古物台帳には①から④の事項が記載されていることになります。

なお、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合の帳簿の記載事項としては、⑤の事項も必要となるため、古物台帳と⑤の事項について記載した帳簿（総勘定元帳等）を合わせて保存することで、帳簿の保存要件を満たすことができます。

この場合、古物台帳については帳簿の保存期間（課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間）保存しておく必要がある点にご留意ください（消令71②）。

（一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置）

問 111 一定規模以下の事業者は、1万円未満の課税仕入れについて、一定期間、適格請求書の保存を要しないとのことですが、その内容について教えてください。【令和5年4月追加】
【令和5年10月改訂】

【答】

基準期間^{※1}における課税売上高が1億円以下又は特定期間^{※2}における課税売上高^{※3}が5千万円以下である事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿^{※4}のみの保存により、当該課税仕入れについて仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置（少額特例）が設けられています（28年改正法附則53の2、改正令附則24の2①）。

※1 基準期間とは、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてその事業年度の前々事業年度をいいます（消法2①十四）。

2 特定期間とは、個人事業者についてはその年の前年1月1日から6月30日までの期間、法人についてはその事業年度の前事業年度開始の日以後6月の期間をいいます（消法9の2④）。

3 特定期間における課税売上高については、納税義務の判定における場合と異なり、課税売上高に代えて給与支払額の合計額によることはできません。

4 当該経過措置の適用に当たっては、帳簿に「経過措置（少額特例）の適用がある旨」を記載する必要はありません。

（注）1 新たに設立した法人における基準期間のない課税期間については、特定期間の課税売上高が5千万円超となった場合であっても、当該課税期間について、本経過措置の適用を受けることができます。

2 適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）が1万円未満である場合には本経過措置の対象となります。

(一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置における1万円未満の判定単位)

問112 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置（少額特例）については、1万円未満の課税仕入れが対象とのことですが、どのような単位となりますか。【令和5年4月追加】
【令和5年10月改訂】

【答】

一定規模以下の事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により、当該課税仕入れについて仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置が設けられています（28年改正法附則53の2、改正令附則24の2①）。

また、ここでいう「課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満」に該当するか否かについては、一回の取引の課税仕入れに係る金額（税込み）が1万円未満かどうかで判定するため、課税仕入れに係る一商品ごとの金額により判定するものではありません。この考え方は、公共交通機関特例における「3万円未満の公共交通機関による旅客の運送」の判定と同様です。この考え方の詳細については問43《公共交通機関特例の3万円未満の判定単位》をご参照ください。

なお、基本的には、取引ごとに納品書や請求書といった書類等の交付又は提供を受けることが一般的であるため、そのような書類等の単位で判定することが考えられます。

（注）月まとめ請求書のように複数の取引をまとめた単位により判定することとはならないことにご留意ください。

例：① 5,000円の商品をXX月3日に購入、7,000円の商品をXX月10日に購入し、それぞれで請求・精算

⇒ それぞれ1万円未満の取引となり、本経過措置の対象

② 5,000円の商品と7,000円の商品（合計額12,000円）を同時に購入

⇒ 1万円以上の取引となり、本経過措置の対象外

③ 1回8,000円のクリーニングをXX月2日に1回、XX月15日に1回行い、それぞれで請求・精算

⇒ それぞれ1万円未満の取引となり、本経過措置の対象

④ 月額100,000円の清掃業務（稼働日数：12日）

⇒ 1万円以上の取引となり、本経過措置の対象外